

公立学校共済組合広島支部が保有する個人情報の取扱いについて

公立学校共済組合広島支部（以下「支部」という。）では、「公立学校共済組合個人情報保護指針」、「公立学校共済組合個人情報保護規程」、「公立学校共済組合広島支部で保有する個人情報の取扱いに関する細則」により、個人情報の適正な管理及び取扱いの徹底に努めています。

個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などについて、あらかじめ組合員又は年金受給者などの皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

1 支部が保有する個人情報

（組合員に係るもの）

組合員証番号、資格取得・喪失年月日、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、標準報酬月額・標準期末手当等の額、振込口座、続柄、勤務先、診療科、傷病名、治療内容、給付に関する情報、出産に関する情報、死亡に関する情報、医療費に関する情報、貸付けに関する情報、特定健康診査結果、特定健康診査に係る質問票の内容など

（被扶養者に係るもの）

資格取得・喪失年月日、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、診療科、傷病名、治療内容、出産に関する情報、死亡に関する情報、特定健康診査結果、特定健康診査に係る質問票の内容など

2 利用目的の事例等

| 区 分 | 利用目的の事例 | 担当部署 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 短期給付事業 | 保健給付、休業給付、災害給付、附加給付の実施 医療機関等に対する診療報酬の支払 第三者加害行為に係る損害保険会社等への求償 公務災害・通勤災害に係る地方公務員災害補償基金への求償 その他短期給付事業を実施するために必要な事務 | 短期給付係 |
| 組合員資格事務 | 組合員資格の得喪及び被扶養者の認定・取消 国民年金第3号被保険者届出代行 | 短期給付係 |
| | 掛金・負担金の徴収 | 経理貸付係 |
| 長期給付事業 | 長期給付の請求に係る事前審査及び進達事務 年金額の試算事務 基礎年金番号管理事務 その他長期給付事業を実施するために必要な事務 | 長期給付係 |
| 福祉事業 | 健康の保持増進事業 人間ドック、器官別検診、特定健康診査、特定保健指導の実施に係る事業 データヘルス計画に係る事業 福祉保険制度（ファミリー年金等）、アイリスプランの加入及び脱退に係る事務 宿泊施設利用助成事業 その他福祉事業 | 健康管理係 |
| 貸付事業 | 貸付の審査・決定 貸付金の償還管理 団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続 貸付保険の事務手続 | 経理貸付係 |
| 広報関係 | 広報活動 | 福利調整係 |

3 一般財団法人広島教育職員互助組合への情報提供（共同利用）

支部と一般財団法人広島教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）は、両者に共通して加入する方の便宜を図るため、従来からデータを共有し、事務処理を行っています。

今後とも互助組合に対しては、互助組合の医療助成等の事業が円滑に実施できるよう、該当の組合員や被扶養者の個人データ・レセプト情報等について、必要なデータに限り提供してまいります。

4 第三者提供等

支部では、法令に定められている場合や業務の委託先又は提携先に提供する場合等を除き、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

5 個人情報の開示等の手続

支部が保有する自分の個人情報について、本人から、開示、訂正等、利用停止等の申出をすることができます。

申出の手続等については、次の窓口までお問合せください。

6 相談等の受付窓口

(1) 支部が保有する情報

情報を有する担当部署

(2) 年金受給者に係る情報

長期給付係

7 手数料

支部から個人情報の写しの交付を受ける場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担していただくことになります。ただし、その総額が1,000円に満たない場合には、免除となります。

また、手数料の支払は、原則として銀行振込により行います。（振込手数料は申出者に負担していただきます。）

(1) 個人情報の写しの作成に要する費用

別表に定める額

(2) 個人情報の写しの送付に要する費用

郵便料金等の額

(別表)

| 区 分 | | 金 額 | |
|-------------------------|------------------------------|--------------------------------|-------|
| 写しの 作成に 要する 実費 | 複写機による写し | 1枚につき 10円 | |
| | 磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体による写し | 電磁的記録媒体を持参した場合 (未開封のものに限る。) | 無料 |
| | | 上記以外の場合 | 実費相当額 |

※ 1枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する実費は、2枚として計算します。

※ 金額には消費税及び地方消費税を含みます。

※ 別表に掲げる「磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体」は、次の各号に掲げる媒体に限るものとし、原則として開示等の申出者に持参していただくこととなります。

なお、持参しない場合においては、次に定める額を負担していただきます。

(1) CD-R 100円

(2) DVD-R 120円